

千歳市ブランドブック(仮)制作業務委託仕様書

1 業務名

千歳市ブランドブック(仮)制作業務

2 業務目的

本市ではこれまで、市長改選期に合わせ、4年に一度『写真誌ちとせ』を制作し、本市を訪れる国内外の観光客や視察者、企業等へのPRに活用してきた。

現行の「写真誌ちとせ 2019」は、「自然」「観光」「新千歳空港」といった本市の特色である魅力に加え、「行政・議会」「防衛」「移住・定住」「イベント」「特産品」といった“まちの個性”を、総合計画の枠組みに落とし込み、視覚的に紹介したものとなっている。

現在、本市では、令和3年度を始期とする『千歳市シティセールス戦略プラン』に基づき、「選ばれるまち」を目指す「シティセールス」を推進しており、本市が有する数多くの資源や特性、強みといった「千歳ならではの価値(千歳ブランド)」を市内外に発信するために、発信媒体の多様化に取り組んでいる中、『写真誌ちとせ』の在り方を再検討し、本市の「ブランドブック」として活用できる媒体として、「千歳ファン」の拡大に繋げるツールの一つと捉えた制作を行うこととした。

本市の将来を見据え、定住促進や地域活性化、交流人口の拡大など、まちの活力や発展を持続させるにあたり、写真と文章で効果的かつ印象的に「千歳ブランド」を伝え、共感を得ることを目的に、『写真誌ちとせ』のリニューアル版として、『千歳市ブランドブック(仮)』を制作する。

3 業務期間

契約締結日～令和6年3月31日(予定)

4 業務内容

(1) 全般

委託する業務は、『千歳市ブランドブック(仮)』制作に係る「企画」「デザイン」「加工」「編集」「データ作成」「納品」等の一切とする。

なお、業務遂行上必要となる機材、ソフトウェア等については、受注者において準備、負担すること。

(2) テーマ

- ・制作にあたり、「千歳ブランド」を伝え、共感を得るため、次のテーマを盛り込むこと。なお、次に掲げるテーマ以外にも「千歳ブランド」を効果的に伝えることができるものと想定できるものについては、採用すること。

①空港・アクセス ②支笏湖・水 ③自衛隊 ④観光・産業 ⑤歴史・文化

(3) ターゲット(配布想定)

- ・市内企業や関連団体等への配布
 - ・視察者等への配布
 - ・市営施設等への配架(市民や本市訪問者へのアプローチ)
 - ・各種イベントや展示会での活用
- など

(4) 規格

・冊子版

①部数 : 3,000 部

②色 : カラー

③サイズ・用紙 : 提案者一任

(本企画に最適と考えられるサイズ・用紙を提案すること。)

④ページ数 : 提案者一任

(本企画に最適と考えられるページ構成を提案すること。)

・デジタル冊子版

①「冊子版」の PDF 版を作成し、WEB での閲覧を可能なものとする。

※本市で活用している「カタログポケット(株式会社モリサワ)」での活用を想定

②その他、デジタル活用の提案がある場合については、併せて提案すること。

(4) 画像

①使用する画像は、本業務における受注者の撮影により準備することを基本とするが、季節や行事開催期間等の影響により準備できない画像については、既存の画像（受注者又は発注者が持ち合わせている画像、その他の手段により入手した画像等）の使用を可能とする。

②撮影に当たり、特別な申請などを必要とする施設については、原則として受託業者があらかじめ申請書類を作成する。なお、必要に応じて、本市も施設の撮影に同行するものとする。

③4 (2)に掲げる各テーマをはじめとした「千歳ブランド」を伝え、共感を得るための要素を盛り込み、多方面から市の魅力を発信できる写真とする。

(5) 言語

本企画に沿った言語構成とすること。なお、必ずしも多言語とする必要はないものとする。

5 成果品

(1) ブランドブック(冊子版) 3,000 部

(2) 各種データ

・ブランドブック(デジタル冊子版) ※PDF ファイル

・PNG ファイル (制作時に使用した画像一式)

6 納期

令和 6 年 3 月 31 日まで

7 著作権

(1) 受託者は、納品した成果品について、受託者が有する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する著作権を成果品の納入とともに市に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、納品した成果品について、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する著作人格権を行使しないこととする。

(3) 受託者は、市に無償譲渡する著作権を市以外の第三者に譲渡しないこととする。

- (4) 市及び市が認めた第三者が、当該成果品を改変して増刷しようとするとき、または全部若しくは一部を使用して新たに製作しようとするときは、事前に受託者と協議することとする。
- (5) 受託者は、納品した成果品について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。なお、成果品に使用する写真、文字等が受託者以外の者著作物である場合には、第 1 項から第 4 項に掲げた内容について、その著作者に説明し、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うこととする。

8 その他

- (1) 本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真等）は、市及び市が指定する者が作成・運営するウェブサイト及び紙媒体、デジタルサイネージ等において無償で二次使用が可能とすること。
- (2) 受託者は、受託者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 業務の履行に当たっては、市と十分な連携及び協議を図ること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、その都度市と受託者が協議の上、処理するものとする。